

市民生活部 令和7年度分

No.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	協働推進課	かわぐち市民パートナーズステーション利用時の駐車場回数券配布終了に伴う金銭的な負担増について	公共交通機関や徒歩・自転車等で来庁される方との間で負担の公平性が保たれないこと、また、同じ施設内にある川口駅前行政センターおよび中央図書館では、すでに駐車場回数券の交付を終了または終了決定しており、同一施設内で提供するサービスを統一する観点から、市民パートナーズステーションにおいても、駐車場回数券の交付を終了することといたしました。ご理解くださいますようお願いいたします。
2	協働推進課	外国人の生活マナーに対する市の取り組みについて	本市では、2000年代以降、外国人人口が急増し、外国人住民が多く居住している地域性を踏まえ、日本人住民・外国人住民がお互いに尊重しあえる環境のもと、人権を尊重し、差別のない、安心して暮らせる多文化共生を目指しているところであります。 しかしながら、昨今、本市においては、一部の外国人による行為により、市民の皆さんから地域での生活に不安を感じているとの声もいただいているところであります。 このことから本市では、増加する外国人住民に対し、行政サービス、生活マナーなどを理解して頂けるよう、川口市に転入してきた外国人に、多言語で閲覧できる、外国人向けポータルサイト「川口市外国人生活ガイド」を案内しているところであります。
3	協働推進課	不法行為や違法行為を行う外国人に対し、国・県との連携を強化することについて	昨今、本市では、一部の外国人による犯罪行為やマナー違反が発生し、地域での生活に不安を感じているとの声をいただいていることから、令和5年9月1日に、不法行為を行う外国人においては法に基づき厳格に対処するよう、法務大臣に要望書を手渡すとともに、大臣には、本市における外国人の現状を伝え、国として対処するよう直訴しました。 違法外国人への対応について、出入国在留管理庁が令和7年5月23日に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を発表したほか、内閣官房でも令和7年7月15日に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置するなど、要望書の趣旨を踏まえた動きが見られることから、引き続き国等の動向を注視してまいります。 加えて、埼玉県警に対し、更なる取締りの強化を要請し、警察と連携をしながら警戒を続けています。
4	文化推進室	水道料金を値上げする前に美術館の建設を中止し、その予算を水道料金を割り当てて欲しい。	水道事業は企業会計であり、美術館建設は一般会計で会計区分が異なるため、美術館建設費を水道料金に割り当てられるものではございません。 美術館建設については、パブリック・コメントを実施し、広く市民の声を聴くとともに、市民の代表である市議会にも適宜報告を行い、承認を得て、事業を進めて参り、年内にも建物が完成予定でございます。一方で、多少とも反対する市民の声があることは承知しており、また近隣に有名な美術館があることも認識しているところでありますが、市民の皆様の知的欲求への対応や子どもの情操教育に寄与する教育施設として、また市が所有する美術品を収蔵・保管するために、貴重な美術品が市外に散逸するのを防ぐためにも、美術館は必要な施設であると考えております。 また、展示内容につきましても、市ゆかりの作家の作品や障害者アートを展示する等、地域性を重視した特色ある美術館を目指しております。
5	文化推進室	リリアプレオープン期間における市外の高等学校の利用申込について	市外の学校の利用申込について、他校からも問い合わせを受けておりますが、プレオープン期間における市民優先申込としての受付はできかねます。また、令和8年6月半ばの週末は既に市民からの申込が入っており予約が空いておりません。令和8年6月で空いている他日程の利用を希望する場合は、令和7年11月以降に申込が可能です。

6	文化推進室	高齢者向け支援として、イベント券（祭・コンサート・美術館・博物館・資料館等）	文化推進室所管の「川口市立美術館」の入場料につきましては、施設の維持管理に要する費用等を考慮して応分の負担をお願いしております。金額につきましては他の美術館を参考に常設展示で大人300円、大学生及び高校生210円、企画展示で2,500円を上限に施設を管理運営する指定管理者が定めることとなっております。しかしながら、無料で入場出来るアトリウム部分にも作品を設置し、多くの人にご覧いただけますので、現在のところご提案いただいたイベント券（無料券・割引券）の発行については予定しておりません。また、コンサートにつきましては、文化推進室では市役所庁舎内でのロビーコンサートや市内公共施設での市民コンサートを開催しており、こちらについては無料でお楽しみにいただけます。
7	東川口駅前行政センター	利用を促進するために、会議室とフリースペース利用規定について、「広報かわぐち」に掲載し住民に周知すること	広報かわぐちに掲載する予定はございませんが、会議室の利用方法につきましては、利用者向けの案内チラシを作成し、ホームページへの掲載及び公民館に設置することで周知しております。
8	東川口駅前行政センター	公民館同様に、1階に会議室の当日講座案内の掲示板を設置すること。また、会議室利用団体の案内や講座案内チラシを置くスペースを設置すること	東川口駅前行政センターは他部署から依頼されたチラシ、冊子、ポスターなどを掲示しており、一般利用者等からのチラシなどは設置しておりません。なお、1階及び2階に会議室利用者が当日利用できる掲示板がございますので、そちらをご利用くださいますようお願いいたします。